

甲府市おもてなしショップ登録要綱

平成30年3月1日

産第15号

(趣旨)

第1 この要綱は、外国人旅行者が安心して市内で観光することができるよう環境を整備し、市内における外国人旅行者を受け入れる機運を高め、もって本市の観光振興及び商業振興を図ることを目的として、甲府市おもてなしショップ（以下「おもてなしショップ」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2 おもてなしショップとして登録できる者は、次の要件を全て満たす個人又は法人（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 市内の店舗において飲食の提供を行う事業者であること。
- (2) 外国人旅行者を積極的に迎え入れる意思を有する事業者であること。
- (3) 本市の商業振興及び観光振興のために、市と協力して活動する意思を有する事業者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業その他の営業に該当する営業行為を行わない事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業者は登録を行うことはできない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者
- (2) 暴力団員が経営者等（個人である場合はその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。）又は経営に実質的に関与していると認められる事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者
- (4) その他市長が適当でないとするもの

(おもてなしショップの登録及び変更)

第3 おもてなしショップの登録を受けようとする事業者は、甲府市おもてなしショップ登録申込書（第1号様式）を市長に提出する。

- 2 市長は、前項の提出があった場合には、登録内容を確認し、おもてなしショップとして登録する。
- 3 市長は、前項の登録が完了したときは、甲府市おもてなしショップ登録完了通知書（第2号様式）を申込者に通知するものとする。
- 4 おもてなしショップの登録は、無料とする。また、登録後は、市からのおもてなしショップに対する謝礼等は発生しないものとする。
- 5 第2項により登録を受けた事業者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた

場合は、速やかに甲府市おもてなしショップ登録変更届出書（第3号様式）を提出しなければならない。

6 市長は、前項の提出があった場合には、登録内容を変更し、第3項の規定に準じて通知するものとする。

（おもてなしショップの登録期間）

第4 おもてなしショップの登録期間は3年間とし、登録者が登録の継続を希望する場合は、再度、第3第1項の登録の手続きを行わなければならない。

（物品提供による支援）

第5 市長は、登録者に対して、次の物品を無償で提供する。

- (1) 指さし会話シートの提供
- (2) おもてなしショップ表示ステッカーの提供
- (3) 市観光パンフレット等の提供
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 登録者は、前項で提供を受けた物品の善良な管理を行うとともに、前項第2号の表示ステッカーは、外国人旅行者の目につきやすい場所に掲出するものとする。

（広報及び周知について）

第6 市長は、登録者の情報を、甲府市ホームページへの掲載等により周知する。

2 登録者は、自らがおもてなしショップであることを、印刷物及びインターネットにより周知することができる。ただし、事前に市に申し出を行わなければならない。

（おもてなしショップの登録抹消）

第7 市長は、登録者から、甲府市おもてなしショップ登録抹消届出書（第4号様式）の提出があったとき又は次の各号に該当するときは、おもてなしショップの登録を抹消する。

- (1) 第2の要件を欠いたとき。
- (2) 公共の利益を害するような行為又はその恐れがあると認められるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、その旨を甲府市おもてなしショップ登録抹消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 登録者は、おもてなしショップの登録が抹消された場合は、第5の規定により提供を受けた物品の使用を中止しなければならない。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。